

区有地を活用した認定こども園の整備について

1 現 況

平成 29 年度開設予定の認定こども園の整備については、通年で事業者の提案を募ってきたところであるが、適した不動産が少ないことから、事業者からの提案がない状況である。

2 課 題

区内で一定規模以上の民間物件を確保することが難しい。
就学前教育・保育施設の配置バランスを勘案して整備する必要がある。
地域の就学前人口や待機児童数の状況を勘案して整備する必要がある。

3 対応策

(1) 考え方

平成 29 年度の認定こども園整備については、地域に就学前教育・保育施設がなく、また、近年のマンション建設等により、今後、就学前人口についても増加傾向にあると見込まれる、池之端地域に整備することとし、整備にあたっては、忍岡小学校敷地の一部を活用する。

(2) 活用する土地の表示

地 番	池之端二丁目 16 番 3 の一部 (裏面参照)
地 目	学校敷地
活用面積	約 247 m ²

(3) 整備手法

施設用地として学校敷地から切り離し、区が整地工事を行う。
区が運営事業者に対し土地の貸付を行う。
建設工事は運営事業者が行い、建物は運営事業者の所有とする。
運営事業者は、公募により、選定委員会を経て決定する。

(4) 土地の貸付方法

貸付期間	30 年間 (平成 28 年 10 月 ~ 平成 58 年 9 月を予定)
契約形態	借地借家法第 23 条に規定する定期借地権に基づく賃貸借契約
貸付料	財産価格審議会の審議を経て決定

4 スケジュール

- 平成 28 年 4 月～ 運営事業者の公募・選定
- 7 月中旬 整地工事開始
- 10 月～ 運営事業者に土地の貸付

整備活用用地

